

2022.02.07

治療費に関するお知らせ 西山産婦人科

令和4年4月より一般不妊治療や体外受精などの高度生殖医療が保険適応として始まります。これに加え特別に国が認めた先進医療は別枠で自費診療として残ります。どの治療が認められる先進医療なのかはまだ確実な発表はされていません。しかし、一般不妊治療や生殖補助医療の体外受精、顕微授精などを受けられる患者様におかれましては国の制度に高額療養費制度がありますのでご利用いただき窓口での支払いの負担を軽減することができます。

あらかじめ「限度額適応認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示することで、医療機関ごとにひと月の支払額が自己負担限度額までですみます。

自己負担限度額は受診者の年齢及び被保険者の所得区分により分類されていますのでご注意ください。尚、認定証の交付手続きにつきましてはご加入の健康保険組合、協会けんぽ、または市町村（国民健康保険・後期高齢者医療制度）などにお問い合わせください。

◎高額療養費に関する情報は厚生労働省ホームページにも掲載されています。

厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/100714.html>